

# 川崎市内部統制基本方針

## 1 趣旨

本市の事務に関する内部統制を推進し、もって市民の市政に対する信頼の維持及び質の高い市民サービスの継続的かつ安定的な提供に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第150条第1項の規定及び全庁横断的な取組推進の理念に基づき「川崎市内部統制基本方針」を定める。

## 2 内部統制の目的

内部統制は、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保し、本市の財政的損失の発生や信用失墜の防止を図るものであり、具体的には次の4つの事項を目的とする。

### (1) 事務の効率的かつ効果的な執行

職員一人ひとりが、自らが管理又は執行する事務に潜むリスクや、これが及ぼす影響を認識し、その発生の回避や発生時の損失を最小化することにより、事務を滞りなく、効率的かつ効果的に執行する体制を確保する。

### (2) 事務に関する法令などの遵守

職員一人ひとりが根拠法令などを遵守して適正に事務を管理又は執行する体制を確保する。

### (3) 資産の保全

税を主な財源として取得した資産や、現金などが不正に又は誤って使用、処分等されないよう、適切な保全を図る体制を確保する。

### (4) 財務報告等の信頼性の確保

内部統制を通じた正確な財務報告等により、その信頼性を確保する。

## 3 内部統制の対象

(1) 対象とする事務は、財務に関する事務及び情報管理に関する事務とする。

(2) 対象とする局等は、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局（学校その他の教育機関のうち教育委員会が所管するものを含む。）、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局及び議会局とする。

## 4 推進体制

「2」に掲げる目的の達成に向け全庁横断的な取組を進めるため、法第150条第1項の規定等に基づき、内部統制における各主体の役割を踏まえた全庁的な推進体制を整備する。

## 5 内部統制評価報告書の公表等

法第150条第4項から第6項まで及び第8項の規定等に基づき、毎会計年度において、本方針及び「4」に基づき整備した体制について評価した内部統制評価報告書を作成した上、これを監査委員の審査に付した後、その意見を付けて議会に提出し、かつ、公表する。

## 6 基本方針の見直し

内部統制の進捗を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行う。

## 7 施行期日

本方針は、令和2年4月1日から施行する。

(川崎市内部統制委員会委員長)

令和2年3月 川崎市長 福田紀彦